

## 特定施設工事完了届出書の提出について

香川県福祉のまちづくり条例に基づき、特定施設の新築等の工事が完了したときは、速やかに、特定施設工事完了届出書の提出が必要です。

### 必要書類

各２部（正・副）を提出してください。

- ・ 特定施設工事完了届出書（様式は本市公式ホームページでダウンロードできます。）
- ・ 特定施設新築等届出書の内容に変更があった場合、その理由書（書式自由）

### ◆御注意ください◆

- ・ 特定施設新築等届出書の内容に変更がある場合で、整備項目表の記載事項に変更があるときは、完了届出書を提出する前に、変更届を提出し、助言書及び通知書の再交付を受ける必要があります。
- ・ 特定施設整備主が市町その他規則で定める者（国等）である場合、完了届出書の提出は不要です。

### 申請方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 高松市役所 障がい福祉課窓口（２階２３番窓口）
- ・ 郵送（返信用封筒を同封してください）
- ・ 電子申請（本市公式ホームページ（右 QR コード）から提出してください）



### 【問合せ先】

７６０－８５７１

香川県高松市番町１丁目８番１５号

高松市 健康福祉局 福祉事務所 障がい福祉課  
福祉のまちづくり条例担当

電話番号：０８７－８３９－２３３３

F A X：０８７－８２１－００８６

M a i l：syounfuku@city.takamatsu.lg.jp